



島根県報

平成23年12月26日（月）

第2,353号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

保安林予定森林（2件）

（森 林 整 備 課） 2

地籍調査の成果の認証

（用 地 対 策 課） 2

告 示

島根県告示第817号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成23年12月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
浜田市金城町長田イ467-19
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）
-

島根県告示第818号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成23年12月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
益田市美都町宇津川ハ203、ハ204、ハ1048、ハ1048-1、ハ1049、ハ1050
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。）
-

島根県告示第819号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成23年12月26日

島根県知事 溝口 善兵衛

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
益田市	平成20年度～23年度	28枚	1冊	植地－3	平成23年12月13日
益田市	平成20年度～23年度	32枚	1冊	遠田－Ⅱ	平成23年12月13日
益田市	平成20年度～23年度	34枚	1冊	金山・土田	平成23年12月13日
出雲市	平成21年度～23年度	20枚	1冊	吉野②	平成23年12月13日
飯石郡飯南町	平成20年度～22年度	46枚	1冊	長谷5	平成23年12月13日
邑智郡邑南町	平成18年度～22年度	42枚	1冊	日貫Ⅳ	平成23年12月13日
邑智郡邑南町	平成19年度～22年度	30枚	1冊	日貫Ⅴ	平成23年12月13日
出雲市	平成21年度～23年度	13枚	1冊	高津屋④	平成23年12月13日
出雲市	平成21年度～23年度	22枚	1冊	吉野右岸①	平成23年12月13日
出雲市	平成21年度～23年度	9枚	1冊	高津屋右岸②	平成23年12月13日
雲南市	平成20年度～22年度	25枚	1冊	飯石(粟谷2)	平成23年12月13日
益田市	平成8年度～23年度	11枚	1冊	高津1－6	平成23年12月13日